法律全般に関することについて弁護士が応じま

13 時 30 分 2 14 時 3 12月10日(火)

時30分4

15

】 9月2日(金)·11日 3月2日(金)·11日

分 ④

15

贈与税・土地や建物の譲渡等、

税に関するこ

月 15 日

 $\widehat{\mathbb{Y}}$ 

予約制

発行者

FAX 047 (425) 4460 (年3回発行)

7月末会員数 3,023名(内準会員数 165名)

# 所得税の定額減税の実施方法

http://www.fu-aoiro.com



事業所得者・不動産所得等に対する実施

〈〈確定申告における控除〉〉

○原則として、令和6年の所得税の確定申告書(令和7年1月以降)の際に、

## 所得税の額から定額減税額を控除します。

#### 〈〈予定納税における控除〉〉

〇予定納税の対象となる方については、確定申告での控除を待たずに、令和 6 年 6 月以後に通知される令和 6 年分の所得税に係る第1期分予定納税額(7月)きから本人分に係る定額減税額に相当する金額が控除されます。 〇同一生計配偶者又は扶養親族に係る定額減税額に相当する金額については、予定納税額の減税申請の手続きに より第1期分予定納税額又は(第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しきれない場合の部分の金額が) 第2期分予定納税額から控除されます。

(注)特別農業所得者については、第2期分予定納税額(11月)となります。

	減額申請の期限	納期限(振替日)
第1期分予定納税	令和6年7月31日(水)	令和6年9月30日(月)
第2期分予定納税	令和6年11月15日(金)	令和6年12月2日(月)

※確定申告の際には、予定納税額も踏まえ て、最終的な年間の所得税額と定額減税額 との精算を行うこととなります。

※定額減税は、納税者本人だけでなく扶養家族(同一生計配偶者や扶養親族)も 含まれます。 定額減税の対象となる扶養家族は年間 「合計所得が48万円」 以下 (給与収入のみなら年収103万円以下)の居住者です。 ただし、 専従者給与を 支払っている家族は扶養家族に該当しません。

# ◆やさしい複式簿記講座~会員問わずどなたでもご参加いただけます~ ※参加費は無料

時30時30

10 月 16 日

日】10月7日(月)・9日(水)・11日(金)【開催時間】13時30分~15時30分

師】千葉県税理士会船橋支部税理士

場】公益社団法人 船橋青色申告会館 1F

員】各15名(定員になり次第締め切りとさせていただきます。)

【お 申 込 み】9月27日(金)までに船橋青色申告会047-422-3111 へお電話ください。

物】筆記用具と電卓をお持ちください。

【その他】3日間続けて受講していただきますようお願いいたします。

### ◆資産税セミナー(相続・贈与入門編)開催のご案内

### ~会員問わずどなたでもご参加いただけます~※参加費は無料

【開催日】9月18日(水) 【開催時間】14時~16時

師】千葉県税理士会船橋支部税理士 容】「初心者を対象とした相続・贈与税について」

所】公益社団法人 船橋青色申告会館 1F 【定 員】18名(定員になり次第締め切りとさせていただきます。) 【お申込み】9月13日(金)までに船橋青色申告会047-422-3111へお電話ください。

【その他】会場の都合上、ご希望に添えない場合があります。その場合は連絡させていただきます。

※開始時間5分前までに会場に直接お越しください。

## ◆船橋税務署長講演会(船橋優申会との共催)~会員問わずどなたでもご参加いただけます~

【開催日】11月19日(火)

15時~16時30分

師】船橋税務署 内山 智一 署長

場】クロスウェーブ船橋

船橋市本町2-9-3

員】120名 ※参加費は無料

【お申込み】11月8日(金)までに

船橋青色申告会 047-422-3111 へお電話ください。

